

高齢者外出支援タクシー利用券の交付申請を受け付けています

タクシー利用券の交付の対象者 **重要**

次の全てに該当する人が対象者です。

- 市内に住所を有し、在宅で生活する 70 歳以上の人
- 「運転免許（※1）を保有していない人」又は「運転免許は保有しているが、自動車を所有せず、かつ、使用していない人」
- 次の交付の要件の(1)から(3)までのいずれかに該当する人
『高齢者外出支援タクシー利用券の該当者チェックフローチャート』（次頁参照）を利用して自分が該当するかどうかよく確認をして申請してください。

（注意）・障害者（児）施策の福祉タクシー料金助成事業の対象者及び運転免許証自主返納者支援事業利用乗車券の交付を受けている方は除きます。
・介護サービス施設等への施設入所者は除きます。

交付の要件 **重要**

- (1)同居等の親族（※2）がいない 70 歳以上の人
(2)同居等の親族はいるが、親族による外出支援を受けられない 70 歳以上の人（同居等の親族が次のいずれかに該当する場合）

- 同居等の親族が運転免許を保有していない場合
- 同居等の親族が運転免許は保有しているが、自動車を所有せず、かつ、使用していない場合
- 同居等の親族が日中仕事等をしている場合
・ 仕事の場合・・・同居等の親族が週 5 日以上仕事をしていること

申請時に就労証明書（自営業の人は就労申立書）が必要です。

※ 様式は、本庁高齢福祉課、西那須野庁舎福祉担当、塩原庁舎福祉担当、箒根出張所の窓口にあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。

- ・ 入院の場合・・・同居等の親族が 3 箇月以上の長期入院見込みであること

申請時に診断書（写）が必要です。

- ・ 入所の場合・・・同居等の親族が 3 箇月以上の長期入所見込みであること

申請時に入所契約書（写）が必要です。

- (3)同居等の親族による外出支援を受けることが困難な 70 歳以上の人（同居等の親族が次のいずれかに該当する場合）

- 同居等の親族が障害者（児）施策の福祉タクシー料金助成事業の対象者である場合

申請時に身体障害者手帳等（写）が必要です。

- 同居等の親族が認知症と診断されている場合

申請時に診断書（写）が必要です。

（注意）

同居等の親族が複数いる人は、全員が(2)又は(3)に該当する場合に対象となります。

※1 運転免許とは

普通免許、中型免許、大型免許をいいます。

※2 同居等の親族とは

同居等の親族とは、同一の家屋又は同一の敷地若しくは隣接敷地に居住する配偶者、子、子の配偶者、孫又は孫の配偶者とします。

タクシー利用券の内容等

(1) タクシー利用券とは

タクシーを利用するときに、1枚につき500円相当額の支払いに代えることのできる券です。

(2) 交付枚数 **(注: 交付は年度内1回のみ)**

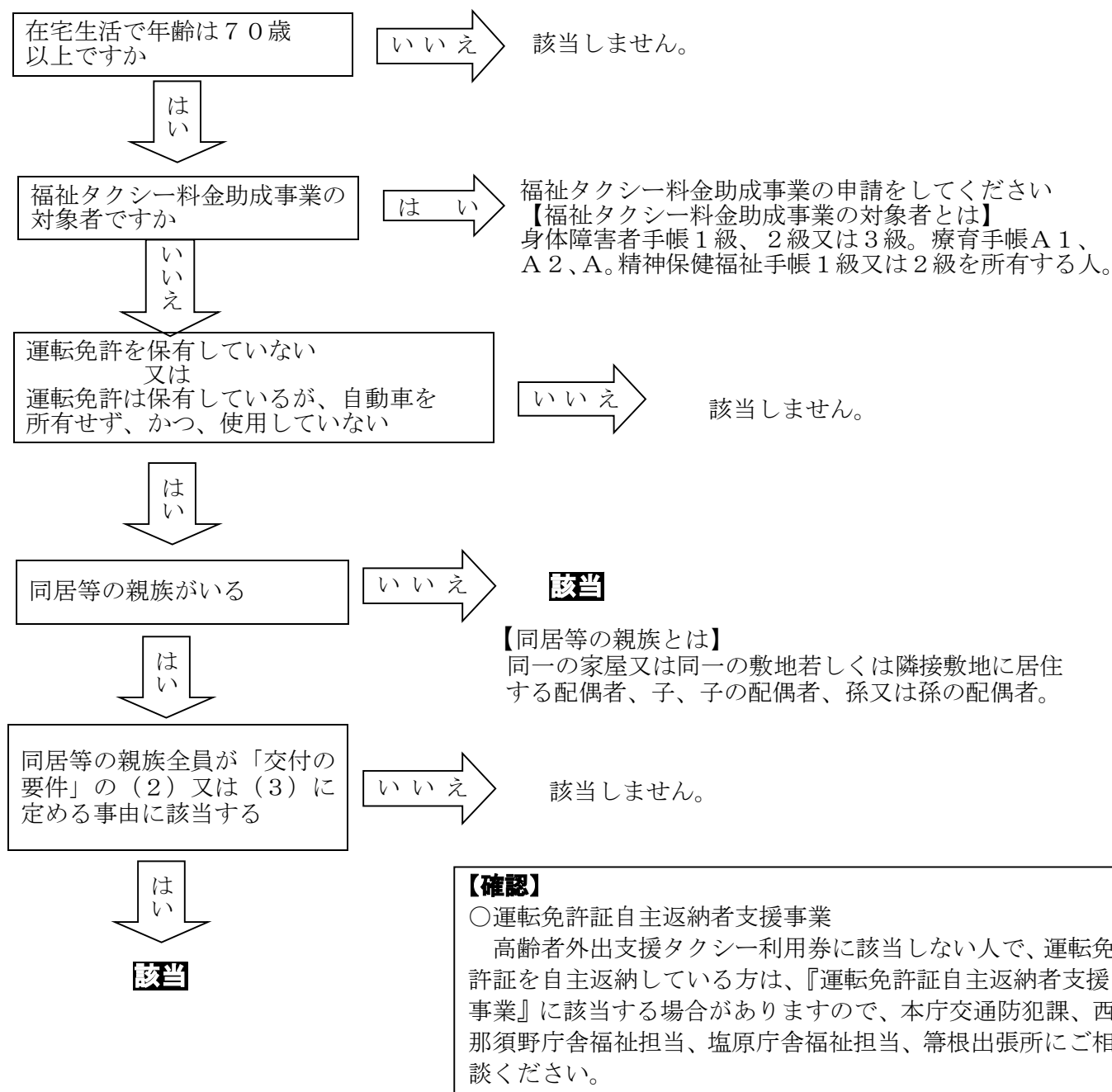
年度交付枚数は、下表のとおり申請月によって変わります。

申請月	交付枚数	申請月	交付枚数
4月	70枚	10月	35枚
5月	65枚	11月	30枚
6月	59枚	12月	24枚
7月	53枚	1月	18枚
8月	47枚	2月	12枚
9月	41枚	3月	6枚

※ タクシー利用券は、世帯単位で交付します。

※ 紛失、汚損、破損等をしてしても再交付、追加交付は行いません。

高齢者外出支援タクシー利用券の該当者チェックフローチャート



タクシー利用券の使い方

(1) 1回の使用枚数

乗車1回につき使用できる枚数は10枚までです。 **重要**

※タクシー利用券は、通院や買い物等に限らず外出時に使用できますが、再交付、追加交付は行いませんので、日常生活の利便性向上のため、計画的に御使用ください。

(2) 使用するときのルール

- ・市が交付する「タクシー利用券対象者証」を運転手に提示し、タクシー利用券を手渡してください。 **重要**
- ・使用するときにはタクシー券の綴りから切り取ってください。
- ・タクシー利用券の額面以上の支払に使用することができますので、足りない分は現金でお支払ください。
- ・タクシー利用券の交換、売買等を行わないでください。

(3) 使用できるタクシー事業者

市が事業の協力者として協定を締結したタクシー事業者のみです。

申請の方法

高齢者外出支援タクシー利用券交付申請書に必要書類を添付して申請をしてください。健康面の事情等により本人が来庁し申請できない場合は、御家族、知人等による代理申請も可能です。

なお、これから70歳になる人は、誕生日以後に申請してください。

《申請に必要なもの》

本人が申請する場合	代理人が申請する場合
●同居等の親族がいない70歳以上の人 1 申請書 2 本人確認ができる書類（提示のみ） ※介護保険被保険者証、医療保険被保険者証等 ●同居等の親族がいる70歳以上の人 1～2 同上 3 交付の要件に示した就労証明書等 重要 ※「運転免許を保有していない場合」、「運転免許は保有しているが、自動車を所有せず、かつ、使用していない場合」に該当するときは、添付書類は不要です。	●同居等の親族がいない70歳以上の人 1 申請書 2 本人確認ができる書類（写し添付） ※介護保険被保険者証、医療保険被保険者証等 3 代理人の本人確認ができる書類（提示のみ） ※運転免許証、医療保険被保険者証等 ●同居等の親族がいる70歳以上の人 1～3 同上 4 交付の要件に示した就労証明書等 重要 ※「運転免許を保有していない場合」、「運転免許は保有しているが、自動車を所有せず、かつ、使用していない場合」に該当するときは、添付書類は不要です。

※ 申請書等の様式は、本庁高齢福祉課、西那須野庁舎福祉担当、塩原庁舎福祉担当、箒根出張所の窓口にあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。

(注意)

必要な書類が整っていない場合は、受付できませんので、出掛ける前に忘れ物がないかよく確認して来庁してください。 **重要**

▼申請窓口

- **本** 高齢福祉課 ☎ (6 2) 7 1 3 7
- **西** 福 祉 担 当 ☎ (3 7) 6 2 3 1
- **塩** 福 祉 担 当 ☎ (3 2) 2 9 1 2
- 箒根出張所 ☎ (3 5) 2 5 1 1

年 月 日

那須塩原市長 様

申請者 住所 那須塩原市

氏名

電話 ()

代理申請者 住所

氏名

電話 ()

続柄 ()

高齢者外出支援タクシー利用券交付申請書

那須塩原市高齢者外出支援タクシー料金助成事業実施要綱第 6 条の規定により、次のとおりタクシー利用券の交付について申請します。

- 1 申請者の世帯区分（該当する□内にレ点を付けてください。）
□同居等の親族がいない 70 歳以上の方 「2」を記入
□同居等の親族がいる 70 歳以上の方 「2」、「3」を記入

- 2 タクシー利用券の使用を希望する 70 歳以上の方（該当するものに○を付けてください。）

ふりがな 氏 名	男・女	生年 月 日	明・大・昭 年 月 日 (歳)	障害者福祉 タクシー券 対象外	運転免許 有・無	自動車 有・無
ふりがな 氏 名	男・女	生年 月 日	明・大・昭 年 月 日 (歳)	障害者福祉 タクシー券 対象外	運転免許 有・無	自動車 有・無

- 3 「2」以外の同居等の親族の方

氏 名	続柄	年齢	運転免許 の有 無	自動車 の有 無	外出支援を受けられない理由又は 受けることが困難である理由
			有・無	有・無	
			有・無	有・無	
			有・無	有・無	
			有・無	有・無	

- 4 同意事項

- (1) 上記の申請内容に相違ありません。
(2) タクシー利用券の交付を受けた場合は、交換し、譲渡し、若しくは売買し、又は偽りその他不正の行為により使用しません。
(3) 不正の行為によりタクシー利用券の交付を受けたとき又は不正に使用したときは、助成額の全部又は一部を返還します。

交付番号	
------	--

受領者氏名	
-------	--